

意見募集を行った総務省政策評価基本計画案からの一部変更

平成29年4月27日から同年5月31日までの間、意見募集を行った「総務省政策評価基本計画案」について、政策評価に関する基本方針の一部変更（平成29年7月28日閣議決定）を受けた改正及び用語・規定の整理を行ったため、意見募集を行った案から、以下のとおり変更しました。

変更箇所	変更前	変更後
第2章第1節3	「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において政策評価の機能の発揮について定められたことを踏まえ、施政方針演説等で示された政策について、政策評価を適時的確に実施することが必要である。また「 <u>行政事業レビュー</u> 」等他の評価スキームとの連携により政策の見直し・重点化を行うことが必要である。	「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において政策評価の機能の発揮について定められたことを踏まえ、施政方針演説等で示された政策について、政策評価を適時的確に実施することが必要である。
第5章第2節2（1）	事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。以下に該当しないものについても、積極的かつ自主的に政策評価を行うよう努めるものとする。 ① 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 ② 省令等の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策（大臣官房政策評価広報課長が別に定めるものに限る。） ③ その他事前の検証が必要と認められる政策	事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 ① 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 ② 省令、告示及び通達の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策（大臣官房政策評価広報課長が別に定めるものに限る。） ③ その他事前の検証が必要と認められる政策
第5章第2節2（2）	上記（1）に該当する政策のうち、研究開発、公共事業及び政府開発援助に係る評価の単位は、その特性等に応じて、予算上の事業等の単位又は箇所付け、案件採択等を行う事業等の単位を基本とする。	上記（1）に該当する政策のうち、研究開発、公共事業及び政府開発援助に係る評価の単位は、その特性等に応じて、予算上の事業単位又は箇所付け、案件採択等を行う事業等の単位を基本とする。
第6章第2節2（1）	予算・決算との連携の要請を踏まえて整理した以下に掲げる総務省の主要な政策については、計画期間内において、実績評価方式により政策評価を実施する。ただし、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策の大幅な見直し・改善を行う必要	予算・決算との連携の要請を踏まえて整理した以下に掲げる総務省の主要な政策については、計画期間内において、実績評価方式により政策評価を実施する。ただし、基本方針に照らして総合評価を実施することがふさわしい場合は、実績

	<p><u>がある場合や政策自体の在り方にも関わるようなテーマを評価する必要がある場合等、政策の節目や転換点に当たるものについては、計画期間内において、実績評価方式に代えて、総合評価方式によることができる。</u></p>	<p><u>評価方式に代えて、総合評価方式により政策評価を実施することができる。</u></p>
第6章第2節2(2)	<p>次のいずれかに該当する政策で法第7条に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式により政策評価を実施する。</p> <p>① 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発、公共事業及び政府開発援助に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの</p> <p>② <u>行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号に規定する、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等（3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。）</u> なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して第5章第2節2(1)①に係る事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。</p> <p>③ その他事後の検証が必要と認められる政策</p>	<p>次のいずれかに該当する政策で法第7条に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式により政策評価を実施する。</p> <p>① 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発、公共事業、政府開発援助及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「政令」という。）第3条第6号に規定する政策に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの</p> <p>② 政令第3条第7号及び第8号に規定する法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等（3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。）</p> <p>なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して、第5章第2節第2項(1)①に規定する政策として事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。</p> <p>③ 第5章第2節第2項(1)②に規定する政策であって、事前評価を実施したもの</p> <p>④ その他事後の検証が必要と認められる政策</p>
第6章第2節2(5)、(6)	<p>(5) <u>上記に該当しないものについても、積極的かつ自主的に政策評価を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(6) <u>研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに租税特別措置等の評価の単位は、第5章第2節2(2)及び(3)の評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。</u></p>	<p>(5) <u>研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに租税特別措置等の評価は、第5章第2節第2項(2)及び(3)の事前評価の単位を基本とする。</u></p>
第6章第2節3	<p>3 総務省の主要な政策の実績評価方式による評価の方法 総務省の主要な政策の評価は、あらかじめ、当該政策とその基本目標及びその下で達成すべき施策目標を明らかにし、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指</p>	<p>3 総務省の主要な政策の評価の方法 総務省の主要な政策の実績評価方式による評価は、あらかじめ、当該政策とその基本目標及びその下で達成すべき施策目標を明らかにし、その達成度合いを測るための目標</p>

	<p>標（以下「基本目標等」という。）を設定、公表し、それらの達成度合いについて、政策評価を行う。</p>	<p>（値）を設定した指標（以下「基本目標等」という。）を設定、公表し、それらの達成度合いについて、政策評価を行う。</p>
<p>第10章第1節2（1）</p>	<p>③ 大臣官房政策評価広報課は、上記①及び②のほか、基本計画、実施計画の策定、省全体の評価状況の取りまとめ及び公表等政策評価の総括を行うとともに、政策の所管部局における政策評価への取組を支援及び指導・助言する。また、大臣官房政策評価広報課は、評価対象政策及びその目標、評価書等を取りまとめ、公表するに当たり、この計画及び実施計画に定めるところに沿って政策評価が行われているかを検証し、他の政策との整合性はとれているか、利用可能な評価手法が適切に利用されているか、<u>目標と達成手段の因果関係が明確化されているか</u>、分析のための指標・数値等が適切か、客観性は担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて各部局から提出を受けた資料等を審査する。</p>	<p>③ 大臣官房政策評価広報課は、上記①及び②のほか、基本計画、実施計画の策定、省全体の評価状況の取りまとめ及び公表等政策評価の総括を行うとともに、政策の所管部局における政策評価への取組を支援及び指導・助言する。また、大臣官房政策評価広報課は、評価対象政策及びその目標、評価書等を取りまとめ、公表するに当たり、この計画及び実施計画に定めるところに沿って政策評価が行われているかを検証し、他の政策との整合性はとれているか、利用可能な評価手法が適切に利用されているか、分析のための指標・数値等が適切か、客観性は担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて各部局から提出を受けた資料等を審査する。</p>